

外務省員による安全対策セミナー（講師派遣）の実施について （旅行業界用）

外務省領事局海外邦人安全課
令和4年10月

外務省職員による講演を希望される場合には、以下の点にご留意いただき、事前に内容を当課担当者までご相談の上、講演予定日の1か月前までに「講師派遣依頼書」を当課担当者宛てにお送りください。

1. 講演の内容は、「海外における海外渡航者の安全対策」が基本となりますが、具体的なテーマをご希望の場合には、前広にご相談ください。
2. 講師派遣の基準は、聴講者数が50人以上としますが、ご要望に応じて検討しますので、お気軽にご相談ください。
3. 講演の方法は、対面又はオンラインとします。
4. 講演の録音・録画及び聴講者以外への講演資料の無断でのコピー、転用はご遠慮ください。
5. 講演資料の事前送付が必要な場合、あらかじめ送付期限をお知らせください。
なお、講演資料は、パワーポイント（Windows）を用いて作成しています。
6. 講演に対する謝礼は頂いておりませんが、東京駅から講演会場までの往復交通費（航空券、乗車券、タクシー乗車運賃等）及び宿泊費（必要な場合）については、ご負担いただきますようお願い致します。
ただし、東京近郊（最寄駅が東京駅から50km未満）の場合には往復交通費をご負担いただく必要はありません。
7. 業務上等の都合により、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。また、移動費のキャンセル料等が発生した場合でも、当省にて負担することはできませんのでご承知おきください。
8. その他、ご不明点に関しましては、以下の担当までお問い合わせください。

担当：外務省 領事局 海外邦人安全課 総務班

ryouan-seminar@mofa.go.jp

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1

TEL：03-3580-3311（内線 5142）

03-5501-8160（直通）

（了）